

政策調整会議概要（7月7日開催分）

日 時 平成29年7月7日（金曜日）13時15分～14時00分
場 所 市役所本館2階 会議室

【案件】（仮称）箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業の実施方針
について

出席者

委 員 副市長（市政統括監事務取扱）、地域創造部長
担当部 地域創造部副部長、同部北急まちづくり推進室長
事務局 市政統括政策推進室職員

確認事項

- ・事業範囲について
- ・事業方式について
- ・実施方針の事前公表について

結論

- ・実施方針について、原案を了とする。
- ・早期に公表し、事業者からの意見聴取を行った上で、より効果的な事業実施に向け周到に準備を行うこと。

質疑・意見等

Q: 本事業の対象施設と施設管理者は。

A: 対象施設は、文化ホール、文化交流施設、図書館、地下駐車場を予定している。文化ホールの運営・管理業務は、既に市が公募により選定した（株）キョードーファクトリーが行う。地下駐車場の運営・管理業務を行う事業者は、設計・建設等の事業者と併せて公募し、（株）キョードーファクトリーと本事業に係るSPC（特別目的会社）を設立したうえで、運営・維持管理業務を行う。なお、文化交流施設、図書館の運営管理業務は、指定管理者として国立大学法人大阪大学が行うが、SPCには参画しない。

Q: 施設の整備に係る費用の財源は。

A: 社会資本整備総合交付金と地方債の活用を予定している。社会資本整備

総合交付金と地方債の対象外の施設整備費用は、SPC が借入し、市が割賦により SPC に支払う予定。

Q: 特定事業を選定する前に実施方針を公表する意義は何か。

A: PFI 法では必ずしも事前公表する必要はないが、早期に方針を公表することにより、事業者に必要な準備期間を与え、より良い提案が期待できることから、一般的に行われている手法である。

また、実施方針を見た事業者から質問や意見等があれば、その内容を入札説明書に反映してわかりやすくできるなど、事務的なメリットもある。

以上